

たばこ関連産業への国の関与の在り方、日本たばこ産業株式会社株式の
保有の在り方及び同株式の処分の可能性について（中間報告）

平成27年6月22日

財政制度等審議会

平成27年6月22日

財 務 大 臣

麻 生 太 郎 殿

財政制度等審議会会長

吉 川 洋

たばこ関連産業への国の関与の在り方、日本たばこ産業株式会社株式の保有の在り方及び同株式の処分の可能性について

財政制度等審議会は、標記の件について、専門的観点に立って審議を行ってきたところであるが、ここに中間報告を取りまとめたので提出する。

財政制度等審議会 たばこ事業等分科会 名簿

＜委員＞	荒谷 裕子	法政大学法学部教授
	川村 雄介	(株)大和総研副理事長
◎	桐野 高明	(独)国立病院機構理事長
○	細野 助博	中央大学大学院公共政策研究科教授
	村上 政博	成蹊大学教授・一橋大学名誉教授・弁護士
＜臨時委員＞	安藤 光義	東京大学大学院農学生命科学研究科准教授
	江川 雅子	前東京大学理事
	角 紀代恵	立教大学法学部教授
	門脇 孝	東京大学大学院医学系研究科教授
＜専門委員＞	牛窪 恵	マーケティングライター
	宮島 香澄	日本テレビ放送網(株) 報道局解説委員

(注) ◎は分科会長、○は分科会長代理

財政制度等審議会 たばこ事業等分科会
開催実績

5月29日（金）	○たばこ関連産業への国の関与の在り方及び日本たばこ産業株式会社株式の国の保有の在り方について
6月4日（木）	○たばこ関連産業への国の関与の在り方及び日本たばこ産業株式会社株式の国の保有の在り方について <ul style="list-style-type: none"> －日本たばこ産業株式会社からの説明 －全国たばこ耕作組合中央会からの説明 －全国たばこ販売協同組合連合会からの説明
6月9日（火）	○たばこ関連産業への国の関与の在り方及び日本たばこ産業株式会社株式の国の保有の在り方について
6月16日（火）	○たばこ関連産業への国の関与の在り方及び日本たばこ産業株式会社株式の国の保有の在り方について
6月22日（月）	○「たばこ関連産業への国の関与の在り方、日本たばこ産業株式会社株式の保有の在り方及び同株式の処分の可能性について（中間報告）」（案）について

「たばこ関連産業への国の関与の在り方、日本たばこ産業株式会社株式の保有の在り方及び同株式の処分の可能性について（中間報告）」

1. はじめに

平成 23 年に成立した東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財確法」という。）附則第 13 条において、復興費用の在り方及び復興施策に必要な財源を確保するための各般の措置の在り方について見直しを行うに際し、「日本たばこ産業株式会社の株式について、たばこ事業法等に基づくたばこ関連産業への国の関与の在り方を勘案し、その保有の在り方を見直すことによる処分の可能性について検討を行うこと」とされている。

これを踏まえ、財政制度等審議会たばこ事業等分科会において、たばこ関連産業への国の関与の在り方、日本たばこ産業株式会社（以下「JT」という。）株式の保有の在り方及び同株式の処分の可能性について精力的に審議してきたところ、論点整理として一定の意見の集約を得たので、当審議会はこれを中間報告としてここに提出する。

（注 1）衆参両院における復興財確法の附帯決議において、上記検討に際して「葉たばこ農家や小売店への影響等を十分見極めること」とされている。

2. JT株式の政府保有の在り方に関するこれまでの議論

現在の日本たばこ産業株式会社法（以下「JT法」という。）では、JT株式の政府保有義務は、「発行済株式総数の3分の1超」とされているが、昭和60年の専売制度改革以来、ここに至るまでの間、段階的に民営化が進められてきた。これまでのJT株式に関する議論を整理すると、以下のとおりである。

（1）昭和57年の臨時行政調査会における議論

昭和57年の臨時行政調査会における「行政改革に関する第3次答申—基本答申—」（以下「臨調答申」という。）においては、国産葉たばこについて、①専売公社に約12ヵ月分の過剰在庫が生じ、効率的な経営が阻害されていること、②品質等を加味した価格が国際価格の3倍強であることを指摘した上で、たばこ専売事業について「葉たばこ調達を需給状況に応じて企業的に行えるよう制度の改善を図る必要がある」等とされた。また、経営形態については、「基本的には民営とすべきである。しかし、たばこ耕作者、流通業界等への影響に配慮しつつ段階的に葉たばこ等の問題を解決し、また、逐次要員の合理化を行う必要があるた

め、当面、政府が株式を保有する特殊会社とする」とされた上で、「国産葉たばこ問題が解決され、特殊会社の経営基盤が強化された段階で製造独占を廃止し、特殊会社を民营企业とする。」とされた。この臨調答申を受けて、専売制度改革が行われ、たばこ事業法が制定されるとともにJTがJT法に基づく特殊会社として設立された。その際、JT株式の政府保有義務は、当分の間の措置として「発行済株式総数の3分の2以上」とされた。

(注2) JT設立時(昭和60年)以降平成14年改正前は、JT法本則において、発行済株式総数の「2分の1以上」、附則で、当分の間、同「3分の2以上」の政府保有義務を規定。

(2) 平成13年における当審議会における議論

平成14年にJT法を改正し、JT株式の政府保有義務を「設立時株式総数の2分の1以上」、かつ、「発行済株式総数の3分の1超」へと変更する際には、平成13年に当審議会において「日本たばこ産業株式会社の民営化の進め方に関する中間報告」(以下「平成13年中間報告」という。)を取りまとめ、「製造独占、国産葉たばこの全量買取契約制は、たばこ耕作者への配慮から盛り込まれたものであり、国産葉たばこ問題が解決しない以上、政府の株式保有の枠組みや国産葉たばこ問題に関連するたばこ事業法の諸規定は維持せざるを得ない」とされ、JTの完全民営化については、「その前提条件としての国産葉たばこ問題が残されており、その解決は決して容易なものではないが、関係者がそれぞれの責任において、その対応を検討し、完全民営化の実現に向けた取組みを進めていくことが望まれる。」としている。

(3) 平成23年における当審議会における議論

平成23年にJT法を改正し、JT株式の政府保有義務を「発行済株式総数の3分の1超」まで引き下げる際には、当審議会において「日本たばこ産業株式会社の株式に係る政府保有義務の見直し(「2分の1以上」⇒「3分の1超」)に関する留意事項について」を取りまとめ、「JT株式の政府保有義務を『3分の1超』まで引き下げた場合であっても、重要な経営政策に対して一定の公的関与を確保するために必要な政府の株式保有比率の最低限度が確保されている以上、国産葉たばこの全量買取契約制、JTの製造独占、小売定価の認可制等、たばこ事業法に基づく現行の制度的枠組みに変更を加える必要はないと考えられる」とした上で、「政府が保有するJT株式の全株売却については、国産葉たばこの全量買取契約制、JTの製造独占、小売定価の認可制(小売価格や小売マージン)等と密接な関係を有しており、たばこ法制の根幹に係る議論を行う必要があることに留意すべきである」としたところである。

3. 我が国のたばこ事業法制について

(1) たばこ事業法

製造たばこに係る租税が財政収入において占める地位等に鑑み、我が国たばこ産業の健全な発展を図り、財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資することを目的として、たばこ事業法が定められており、同法においては、製造たばこの原料用としての国産葉たばこの生産及び買入れ並びに製造たばこの製造及び販売の事業等に関し所要の調整を行うため、国産葉たばこの生産及び買入れ、製造たばこの製造、製造たばこの販売、小売定価などに関する規定が置かれている。

まず、国産葉たばこの生産及び買入れについては、JTは国産葉たばこの買入れを行おうとする場合には、すべて、予め、耕作者と原料用国産葉たばこの買入れに関する契約を締結することとされ、JTがその契約をしようとするときは、買入れに係るたばこの種類別の耕作総面積及び葉たばこの価格について、JT内に設置された葉たばこ審議会の意見を尊重しなければならないとされている。また、JTは当該契約に基づいて生産された葉たばこについては、製造たばこの用に適さないものを除き、すべて買い入れるものとされている。

(注3) たばこ事業法は、国産葉たばこをすべて買い入れることをJTに対して法的に義務付けるものではないが、政府による株式保有を背景にJTの経営判断としてこれまで全量買取が継続されてきている。

次に、製造たばこの製造については、割高な国産葉たばこを買い入れるJTの経営負担に鑑み、JTによる国内製造独占が措置されている。また、JTの国内製造独占による弊害の防止のため、JTから小売店への卸売価格の最高販売価格は認可制とされている。

(注4) 輸入製造たばこの小売定価は認可制であるが、卸売価格については、特段の規制はない。

製造たばこの販売については、専売制度改革の小売店に対する影響の激変緩和の観点から「当分の間」の措置として、販売店設置は許可制、小売価格については財務大臣認可による定価制とされている。この卸売価格の上限と小売定価の双方について認可制が採られている結果として、両者の差額が小売店にとっては一定のマージンとなる実態にある。

(2) JT法

JTは、JT法に基づいて設立された株式会社であり、たばこ事業法の目的を達成するため製造たばこの製造、販売及び輸入に関する事業を営営することを目的としている。JTは、株式会社として会社法の原則が適用される一方、たばこ事業法の目的を達成する上で業務の適正性を担保する観点から、JT法において、株主総会決議事項である役員を選解任、定款

の変更、合併・分割等の事業運営の基本的な事項が認可制とされているとともに、所要の監督規定が措置されているほか、政府の株式保有義務が定められている。

現在、政府の株式保有義務は「発行済株式総数の3分の1超」とされている。「3分の1超」の株式保有比率は、議決権の3分の1超を有することであり、これにより政府は株主総会特別決議に対する拒否権を有することになる。

(注5) 平成23年のJT法改正において、政府の株式保有比率の算定上、完全無議決権種類株式を算入しない旨の規定が措置されたが、これまでに種類株式の発行実績はない。

4. 我が国たばこ関連産業及びJT株式の現状

(1) たばこ市場の状況と我が国たばこ関連産業を取り巻く国際的な変化

我が国におけるたばこ市場の状況について概観すると、紙巻たばこの販売数量は、喫煙者人口の減少傾向等を背景に、平成8年度をピークに減少傾向にあり、ピーク時の約半分となっている。このように紙巻たばこの販売数量は減少してきたものの、たばこ税率の引上げ等もあって、国・地方合わせたたばこ税収は2兆円台で概ね安定して推移し、国の財政収入の安定確保に貢献している。

JT民営化以来の我が国たばこ関連産業を取り巻く国際的な状況の変化について概観すると、大きな変化として、健康規制の強化及びグローバルな企業再編の動きが挙げられる。まず、健康規制の動きについては、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」(FCTC)がWHOにおいて採択され、我が国は2004年に本条約を締結した。同条約の締約国は180か国に上るなど、国際的にたばこの健康規制に対する関心は高まっている。我が国では、厚生労働省所管の健康増進法や労働安全衛生法において、一般事業者に対して受動喫煙防止に関する規定が措置されているほか、たばこ事業者に対する規制として、たばこ事業法において、注意表示・広告規制等が規定されている。また、グローバルな企業再編の動きについては、1990年代後半以降、たばこ製造会社の買収・合併等が活発に行われ、集約化・寡占化が進展している。

(2) 葉たばこ耕作者の状況

JT発足当初から比べ、葉たばこの耕作面積及び生産額は約5分の1まで減少するなど減少傾向にあり、農家戸数で見ると10分の1以下まで減少している。一方、葉たばこ農家の経営規模の拡大は進んでおり、1戸当たりの耕作面積は約2.4倍、生産額は約2.6倍となっている。

我が国における葉たばこの主産地は東北地方及び九州・沖縄地方であり、これら地域においても中山間地域や沖縄県の宮古島等に代表される島しょ部などに偏在する傾向が見られる。条件不利地において多く耕作が行われていることが特徴であり、地域によっては、葉たばこは主産品として位置付けられている。

「国産葉たばこ問題」については、当審議会における平成 13 年中間報告において指摘したとおり、過剰在庫問題については解消されたものの、国産葉たばこ価格と国際価格の内外価格差については依然として解消される目途は立っていない。こうした背景には、経営規模の拡大や J T と耕作者の協力に基づく品質収量の向上に資する取組みなどにより、我が国の葉たばこの生産性は向上してきたものの、内外価格差は為替レートに左右され、J T 発足当時に比べ為替レートが約 2 倍の円高となっていること等の指摘がある。

(3) 小売店の状況

たばこ小売店数については、平成 13 年の 30.7 万店をピークに、近年緩やかな減少傾向にあり、平成 26 年度は 26.5 万店であり、J T 発足当時の 26.7 万店とほぼ同水準である。ただし、企業系小売店が増加する一方で、専門店が多いと言われる全国たばこ販売協同組合連合会に加入する小売店数は、J T 発足当時の 22.8 万店から 6.9 万店と大きく減少している。

(4) J T 株式の状況

前述のように、政府は、J T 法に基づき、「発行済株式総数の 3 分の 1 超」の株式を保有しており、3 分の 1 超の議決権を持つので、株主総会特別決議を単独で否決できる現状にある。

J T の株主構成を、政府保有分を除くベースで見ると、外国法人等が過半を占めており、東証一部上場企業の株主構成と比較して、外国法人等による保有が多いこと等が特徴であり、有価証券報告書の大株主の状況を踏まえると、海外の機関投資家による保有が多いものと推測される。他方、J T は自己株式取得を進めてきており、現時点において発行済株式の 1 割程度の自己株式を保有している。

また、J T 株式の政府への配当金については、配当可能利益の拡大や配当性向の上昇に伴って年々増加傾向にあり、27 事業年度においては本年 2 月に J T が公表した配当予想に基づけば 720 億円となる見込みである。これらの配当金は、財政投融资特別会計投資勘定の歳入として、日本経済の成長のためのリスクマネー供給等、産業投資の財源に活用されている。

5. たばこ関連産業に対する国の関与の在り方及び政府によるJT株式保有に関する関係者の考え方

JT、全国たばこ耕作組合中央会及び全国たばこ販売協同組合連合会からヒアリングを行ったところであり、当審議会としては、それぞれが以下のような考え方であると受け止めている。

① JTの意見

- ・ 臨調答申以来、JTの完全民営化との基本的方向性は示されており、JTとしてもいずれかのタイミングで完全民営化があるものと考えているが、JT株式保有の在り方については、たばこ事業法制全般の中で議論されるべきであり、政府の判断事項である。
- ・ 平成23年10月の分科会では資本政策上の制約への懸念から政府保有義務廃止を要望したが、現状においては、自己株式保有等により資本政策上新株発行のニーズは感じていない。JTとして、株を完全放出して欲しいといった経営上のニーズは今のところない。
- ・ 今後の持続的成長のためにも新たなビジネスエリアにチャレンジすることは重要であり、目的達成事業認可については、今後とも引き続き弾力的な運用をお願いしたい。
- ・ 政府保有株式が売却されても国産葉たばこが主原料であるという位置付けに変わりはなく、国産葉たばこの買入れは継続していく考えである。
- ・ 現行の小売許可制、小売定価制は不正品流通防止や廉価乱売による未成年者喫煙防止の観点から有効な制度であると考えている。
- ・ 小売定価制について、これまで認可されなかったことはないが、価格戦略は今後益々重要になってくるので弾力的な運用をお願いしたい。

② 耕作者（全国たばこ耕作組合中央会）の意見

- ・ 中山間地域や離島など条件不利地での耕作が多い。特に東北や九州・沖縄における生産が多い。多くの産地で基幹作物の一つとなっており、地域経済に一定の役割を果たしている。
- ・ 葉たばこ耕作の生産性向上の努力もしているが、内外の経済情勢等の差異もあって、割高にならざるを得ないものの、近年の品質面での改善は著しく、世界一安全と評価されている。
- ・ 被災地である岩手・宮城・福島には多くの耕作者がおり、福島には原発事故の影響に

より耕作休止を余儀なくされている耕作者もいる。復興財源であるとはいえ、株式の追加売却は納得出来るものではない。

- ・ 葉たばこは他の農産品と異なり、関税による国境措置が講じられていないが、これは全量買取を確実に行うので、葉たばこの輸入が国内の葉たばこ耕作に影響を及ぼさないということが前提となっている。
- ・ 現行の株式保有比率を割り込めば、JTが利益追求を最優先することになり、葉たばこ耕作者は生き残れなくなるので、JT株式の政府保有義務の見直しには、反対である。

③ 小売店（全国たばこ販売協同組合連合会）の意見

- ・ 現行制度の下で小規模小売店は生計を立てているが、企業系小売店の出店攻勢やタスポの導入等の影響により、公的関与が確保されている現在でも小規模小売店の経営を取り巻く環境は厳しい。
- ・ 地域の小売店は、財政物資であるたばこを全国统一価格で遍く供給する責務の一端を担っている。また、未成年者喫煙防止活動や不正取引抑止にも尽力しており、地域社会との共生のための諸活動を行ってきた。
- ・ 卸売価格上限制や小売定価制、小売許可制などの現行制度は、不正取引の抑止力となるなど、国内のたばこ流通における秩序を保つために機能していると考えている。
- ・ 政府保有義務を見直せば、現行の小売許可制、卸売価格上限制、小売定価制に大きな影響を与えることから、JT株式の政府保有義務の見直しについては反対である。

6. たばこ関連産業への国の関与の在り方、JT株式の保有の在り方及び同株式の処分の可能性についての論点整理

(1) たばこ事業等分科会における委員からの意見・指摘

① たばこ関連産業への国の関与の在り方

- ・ 専売制度改革以来、「国産葉たばこ問題」を解決した上で完全民営化するという方針があったにもかかわらず、耕作者や小売店の代表から完全民営化に反対との表明があった。問題の当事者である耕作者や小売店が反対というのでは、問題解決に向けた努力が十分になされず、現状が改善されない懸念を持つ。内外価格差が縮まらないのには為替レート等の影響もあるので、「国産葉たばこ問題」が依然として未解決な中で、直ちに株式を

売却すべきとは思わないが、国の保護に安住しているのではないか。今の保護の枠組みを漫然と続けるのは如何なものか。完全民営化するという政府の方針への理解と一段の努力が望まれる。

- ・ これまで、完全民営化は「国産葉たばこ問題」の解決が前提とされてきたが、専売制度改革以来もう30年も経過している。期限を切って予見可能性を与えた上で保護を外すべきである。
- ・ 東北の被災地を含む中山間地域や宮古島等の島しょ部では、鳥獣害の被害を受けない安定的な収入源として葉たばこ農業が基幹産業となっている点への配慮が必要である。また、期限を切ると言っても、これまで築き上げてきた葉たばこを含む輪作体系を新たなものに移行させるには相当のコストと時間がかかる点を考慮する必要がある。葉たばこ生産地域の特徴を十分に考慮した作物転換・経営転換・土地利用転換の支援が必要である。
- ・ たばこの小売規制の緩い英国では不正品が1割程度を占めるなど海外ではたばこ不正品流通が深刻な問題となっている。卸売価格上限制や小売定価制等については、不正品流通防止や未成年者喫煙防止の見地から国の関与の在り方を考えるべきではないか。
- ・ 国内製造独占の意義が薄れている中で、他の産業で類例をみない卸売価格上限制を国内製造独占の弊害防止として継続していることは政策的に説明がつかないのではないか。
- ・ J Tは、政府保有株式が売却されても国産葉たばこの買入れを継続すると言っていたが、先行きJ Tを巡る経営環境が大きく変化した時に、株主の意向で経営方針が変わる可能性も否定できない。
- ・ 現行たばこ事業法制では、政府によるJ T株式保有、J Tによる国産葉たばこの全量買取、国内製造独占、卸売価格上限制、小売定価制等が積木細工のように密接に関連しており、一つを外すと全体に影響するので、J T株式の処分に当たっては、その影響を慎重に見極める必要がある。
- ・ 財政物資であり、また健康面に与える影響から社会的規制が要請される商品であるたばこの特殊性からすると、いずれにせよ規制は必要となるので、他の産業分野に比べて規制緩和のメリットが明確でない点に留意が必要である。そのような観点を踏まえ国がどのような形で関与すべきかを検討する必要がある。
- ・ 葉たばこ耕作者や小売店の保護は、現在J Tと喫煙者の負担で行われており、仮にこれを別の形で行う場合には、誰の負担でこれを行うのか、現行に比べてコストがどうなるのか考慮すべきである。

② J T株式の保有の在り方及び同株式の処分の可能性

- ・ 会社法の観点から言えば、現在3分の1超ある政府保有株式がこの水準を下回る場合には、政府は会社法上の特別決議に対する拒否権を失うことになる。種類株など買収防衛策の導入が困難であるならば、政府が株式を保有する意義を実質的に失う。今はギリギリの瀬戸際まで来ており、更なる株式売却については、全量買取が担保できなくなることを覚悟して決断すべきである。
- ・ 全量買取それ自体は株主総会の決議事項ではないので、政府による株式保有の意義は、大株主としての経営に対する影響力にあるのではないか。全量買取の担保力という観点から大株主としての影響力に着目すれば、国の株式保有比率は3分の1からゼロに至るまでのグラデーションの中でいろいろな位置付けがありうるのではないか。ただし、かかる考え方による場合でも、想定される政府保有比率に応じたたばこ事業法制の在り方を明らかにした上で、株式の処分可能性を判断すべきである。
- ・ J T株式の保有の在り方や処分可能性を検討するに当たっては、まずは、たばこ事業法制を巡る様々な課題を網羅的に洗い出した上で、国の保有株式の一部又は全部を売却した場合に、各課題ごとにどのような制度的手当が必要か予め詰めておく必要がある。

③ 財政的観点からの議論

- ・ いずれ全株売却するにせよ、現状、高い配当金収入を得ており、かつ、それがリスクマネー供給の原資となっていることを考えれば、直ちに売却することは得策でない。
- ・ 配当金収入は持続的に入ってくる収入である一方、売却は1回限りである。また期待どおりの価格で売却できるとは限らない点に留意が必要である。
- ・ たばこは財政物資であり、またJ T株式は国民共有の国有財産である。J T株式の処分は、専ら経済合理性の観点から判断すべきである。
- ・ 政府保有株式には大規模災害等の緊急事態対応のためのリザーブとの意義もある。そのように考えると、果たして今が使うべきときか疑問である。
- ・ 政府保有株式の売却に当たっては、資本市場の吸収力を考慮する必要がある。今後、日本郵政株式会社や九州旅客鉄道株式会社（JR九州）等の株式の売却が予定されており、差し当たっては政府保有のJ T株式を円滑に売却できるタイミングではないと考える。

④ 健康の観点からの議論

- ・ 健康規制の実効性確保のために、政府のJT株式保有義務については、株主としての影響力を維持するため、引き続き存置すべきではないか。
- ・ 健康の観点からの規制は、政府による株式保有如何に関わらず適切に対応すべきものであり、株式保有と健康規制の実効性は論理必然的に関連するものではない。
- ・ 喫煙が健康に悪影響を及ぼすことに鑑み、たばこ事業者に対する規制であるたばこ事業法においても、注意文言表示の見直しを含め健康規制を強化していくべきではないか。

⑤ その他

- ・ 国際的な規制強化の動きなどたばこ事業を取り巻くこれからの経営環境を考えると、JTは引き続き経営の多角化に取り組むべきである。JTの成長は、その株式を保有する国にとっても利益となる。
- ・ 小売定価の認可制を前提とするにしても、たばこの小売価格は公共料金とは異なるのだから、価格戦略に自由度を持たせるため認可制度は弾力的に運用すればよい。

(2) 意見集約

分科会では、専売制度改革当時の「全株売却して完全民営化を目指す」との基本的な方向性を引き続き堅持すべきであることについて概ね一致した。また、株式保有如何に関わらず、健康の観点からのたばこ事業者に対する規制は適時適切に行う必要がある旨一致した。他方、今後のたばこ関連産業への国の関与の在り方及びこれと密接に関連するJT株式の保有の在り方については、今後検討すべき課題が多く残されており、現時点では意見の集約には至らなかった。

政府が保有するJT株式の処分の可能性に関しては、「たばこ事業法制の中の諸制度はそれぞれ密接に関連していることから株式処分による影響を慎重に吟味する必要がある」、「被災地や離島経済への影響に留意する必要がある」、「現状、高い配当金収入を得ており、かつ、リスクマネー供給の原資となっている」など、委員それぞれ理由は様々であるが、引き続き検討を継続していくべきであり、現時点での同株式の更なる売却を適当と判断すべきではないとの方向性で一致した。

しかしながら、「完全民営化を目指す」中で、今後、被災地を含む葉たばこ耕作者を取り巻く環境の変化や、経済政策・財政事情・国の資産管理などの諸点に照らし、政府保有JT

株式を処分する必要性・合理性が一層高まる事態を念頭に置く必要がある。

たばこは財政収入のために特別な制度的位置付けがなされている財政物資であることを踏まえると、同株式の売却に関しては、経済合理性を重視した判断が求められる。このため、上記のような事態を具体的に想定しながら、適時に、売却に伴う利害得失を合理的かつ速やかに判断できるよう、政府において所要の実態把握や法制面での実務的な整理を進めておくことが重要である。

具体的に政府が取り組むべき事項としては、

- ① 仮に政府保有 J T 株式を売却する場合の、売却額や売却時期に応じた
 - ・ 葉たばこ耕作者や小売店などへの影響、
 - ・ 葉たばこ耕作者や小売店に対する所要の政策的対応とそれに伴うコストとその負担者、
 - ・ 財政や経済への影響、
 - ・ 見込まれる株式売却収入と売却しなければ得られるであろう将来の配当金収入等についての調査・分析、
- ② 上記①のほか、J T の企業価値向上のための取組み、健康規制に伴う経済的影響、製造たばこの価格と消費の関係など、経済合理性に基づく判断に資する諸事情の調査、
- ③ 仮に政府保有 J T 株式を一定割合又は全部売却する場合の、たばこ事業法を中心とする現行たばこ事業法制の枠組みの変更の要否、仮に変更する場合の方向性などの法制面の実務的な整理

などが考えられる。

政府においては、こうした実務的な取組みを鋭意推進し、上記取組みに一定の進展を得て、速やかにたばこ事業等分科会を再開し具体的検討に入ることが望まれる。

専売制度改革から 30 年が経過する中で、たばこを巡っては健康の観点からの社会的関心が高まってきており、たばこ関連産業への国の関与の在り方についても、健康の観点からの検討が益々重要になってきている。政府においては、たばこを巡る内外の動向に的確に対応してたばこ事業者に対する所要の措置を講じていくことが求められる。

(以 上)